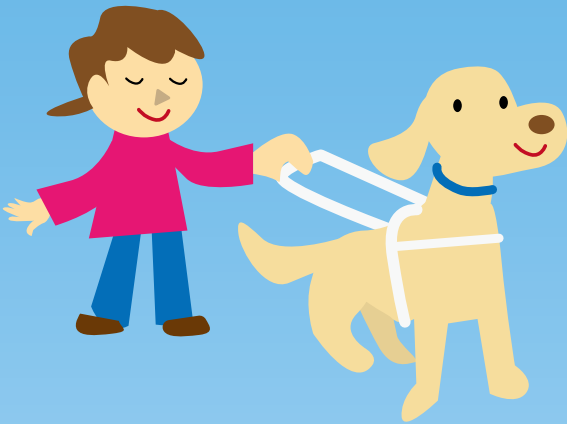


京都府障害のある人も
ない人も共に安心して
いきいきと暮らしやすい
社会づくり条例

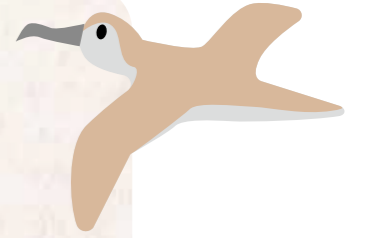


この条例は、障害のあるなしにかかわらず、みんながお互いにかけて
えのない個人として尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らしや
すい社会（共生社会）の実現を目指して制定されました。

誰もが暮らしやすい社会にするため、みんながお互いを思いやり、支
え合う地域社会を築いていきましょう。

きょうとふ
京都府

しょうがい ひと ひと とも あんしん くい きいきと暮らしやすい社会づくり条例 しょうれい



わたし す しょうがい わ
私たちの住む京都では、障害のあるなしによって分
け隔てられることなく、みんながお互いたがにかけがえのな
い個人として尊重し合いながら、共に安心していきいき
と暮らせる地域社会をつくるために、多くの努力が重ね
られてきました。

しかしながら、現状では、障害のある人が毎日の生
活を送る上で支障となる様々なバリア(この条例では「
社会的障壁」といいます。)しょうがいがあることによって、障害の
ある人が、地域で安心して生活することや、社会活動に
参加することが十分にできていない状況があります。

しょうかいてきしょうへき れい
バリア(社会的障壁)の例

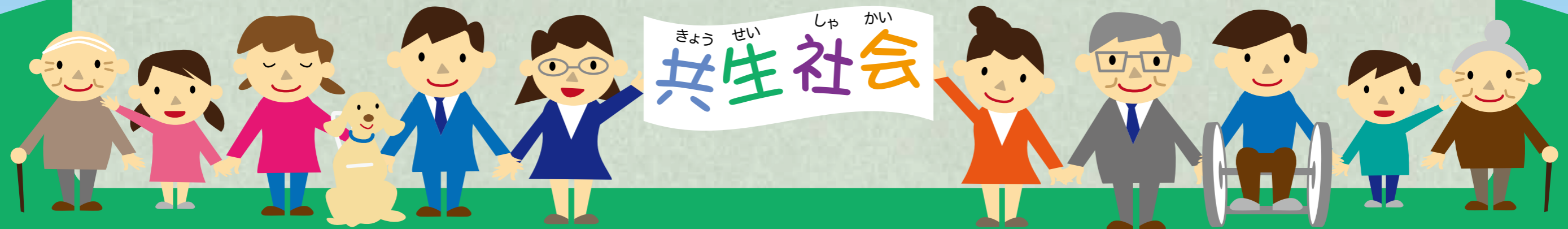
- つうこう りよう しせつ せつび ぶつりてき
・通行、利用しにくい施設、設備などの物理的なバリア
- しょうがい たい りかい じゅうぶん しょう こかい へんけん
・障害に対する理解が十分でないことから生じる誤解・偏見
などの意識上のバリア など

すべ ふみん とも あんしん くい しゃ
全ての府民が、共に安心していきいきと暮らせる社
会をつくるためには、私たち一人ひとりが、それぞれの
立場で、協力し合い、こうした様々なバリアをなくしてい
く配慮や工夫をするなどの取組を進めていく必要があ
ります。

この条例は、このような認識を府民みんなが共通の
ものとし、共生社会をつくっていくために、その取組を進
めていく上での基本的な考え方などを定め、京都府・府
民・事業者・市町村などみんなが協力してその取組を進
めていくために制定されました。

だれ くい しゃがい たが
誰もが暮らしやすい社会にするため、みんながお互
いのことを理解し、互いに思いやり、支え合う地域社会
を築いていきましょう。

しょうれい へいせい ねん がつ にち ぜんめん しこう
※この条例は、平成27年4月1日に全面施行されます。



条例に関する Q&A キュー アンド エー

Q この条例の目的は？

A *この条例は、障害のある人も、ない人も、分け隔てられ
ることなく、みんながお互いにかげがえのない個人として尊重し合いながら、共
に安心していきいきと暮らしやすい共生社会の実現をめざしています。
*この条例には、そういった社会をつかっていくため、みんなで取組を進めていく
ことが書かれています。



Q 障害のない人にも関係がありますか？

A *社会には、障害のある人にとって毎日の生活を送る上で
支障となるバリアがあります。今はバリアを感じない人
も、年齢をとったり、病気や事故により、いろんなバリアを感じることがあります。
*みんなが障害のことを知って、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすること
により、バリアがなくなれば、障害のある人だけでなく、誰にとっても暮らしやす
い社会になると思います。



Q 私たちにもできることがありますか？

A *周りの人の理解や障害に応じたちょっとした配慮があれば、障害のある人も地域で安心して生活を送り、障害のな
い人と同様に働いたり、スポーツ・芸術活動などを楽しむことができます。
*筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。
*また、歩道に車を止めたり、必要でない人がおもしろい駐車場(車いすマークの
駐車場等)を利用したり、一般トイレを利用できる方が多機能トイレを長い間
利用することなどは、マナー違反です。
*みんなが思いやりの心を持って行動し、身の回りで困っている障害のある人がい
たら、積極的に声をかけ、みんなで支えることが大切です。



条例のポイント

1 障害についての理解の促進

障害の有無にかかわらず共生社会をつくっていくには、
府民の皆さんに、この条例の内容や障害のことを知っていただくことが大切です。
そして、障害に対する誤解や偏見などをなくしていくことが求められます。
そのため、これまで以上に啓発活動や障害のある人とない人の交流の機会をつくるな
どの取組を進めていきます。



2 不利益取扱いの禁止等

この条例では、府と事業者に対し、法律(注)で禁止された不利益取扱いをすることに
より、障害のある人の権利利益を侵害することを禁止しています。
また、障害のある人にとって毎日の生活を送る上で支障となるバリアをなくしていくた
めの配慮(この条例では「合理的な配慮」といいます。)を求めています。
(注)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)と障害者の雇用の
促進等に関する法律(障害者雇用促進法)のことです。



3 相談体制と助言、あっせんの仕組み

相談員を設置し、「不利益取扱い」や「合理的な配慮」などについて、身近な地域で相談
に応じる体制をつくります。また、調整委員会を設置し、より専門性の高い「不利益取扱
い」の事案などについて助言、あっせんによる解決を図ります。



4 障害のある人の社会活動の推進

障害のある人一人ひとりの個性と能力を活かして、生きがいを持っていきいきと暮ら
せるよう、障害のある人に対する就労の支援、スポーツ・文化芸術活動をはじめとする
社会活動の推進に取り組みます。

5 協議会の設置

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進
協議会」を設置し、みんなで協力して取組を進めていきます。

京都府障害のある人も
ない人も共に安心して
いきいきと暮らしやすい
社会づくり条例



とあ
お問い合わせ

きょうとふけんこうふくしぶしょうがいしやしえんか
京都府健康福祉部障害者支援課

でんわ
電話 075-414-4611 ファックス 075-414-4597

メール shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

きょうとふ
京都府